

## <資料編>

1	鳥獣保護関係	…	1
2	自然保護関係	…	5
3	環境学習関係	…	7
4	2011 茨城県環境保全に関する アンケート関係	…	8
5	生物多様性基本法	…	23
6	生物多様性国家戦略 2012-2020 (H24.9 閣議決定)・報道発表資料	…	30
7	第3次茨城県環境基本計画 及び同概要版	…	別添

# 1 鳥獣保護関係

## (1) 現況統計

### ①茨城県版レッドデータブック植物編（平成25年3月改訂）掲載種数

分類群 \ カテゴリ	絶滅	絶滅 危惧 IA類	絶滅 危惧 IB類	絶滅 危惧 II類	準絶滅 危惧	計	情報不足			
							注目種	現状 不明種		
シダ植物	3	12	22	21	18	76	10	6		
種子植物	裸子植物		1	2	1	4		1		
	双子葉類	離弁花類	8	31	39	59	41	178	5	11
			合弁花類	7	18	37	46	37	145	5
		単子葉類	13	19	55	40	46	173	9	35
合計	31	80	154	168	143	576	29	65		

(注)

○絶滅

・本県ではすでに絶滅したと考えられる種。（栽培下でのみ生育している野生絶滅を含む。）

○絶滅危惧IA類

・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。

○絶滅危惧IB類

・絶滅危惧IA類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。

○絶滅危惧II類

・絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧IB類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

○準絶滅危惧

・存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

○情報不足

①注目種

・最近県内での生育が確認された種であるが、県内の分布域がまだ十分に調査されていない種。

②現状

・不明種最近の情報がなく、生育状態が不明の種。

### ②茨城県版レッドデータブック動物編（平成12年3月作成）掲載種数

分類群 \ カテゴリ	絶滅種	絶滅危惧種	危急種	希少種	計	
哺乳類		3	1	3	7	
鳥類		7	15	45	67	
爬虫類			2	2	4	
両生類		1	2	2	5	
淡水魚類		3	6	8	17	
昆虫類等	1	24	39	83	147	
	昆虫類	1	24	39	78	142
	クモ類				5	5
その他の無脊椎動物		1	2	13	16	
合計	1	39	67	156	263	

(注)

○絶滅種

・本県ではすでに絶滅したと考えられる種又は亜種。

○絶滅危惧種

・本県で絶滅の危機に瀕している種又は亜種。

○危急種

・本県で絶滅の危険が増大している種又は亜種。

○希少種

・本県で存続基盤が脆弱な種又は亜種。

③鳥獣保護区（平成24年11月現在）

保護区名称	指定箇所数	指定面積(ha)	指定期間	備考
捕獲禁止区域	0	0		
指定猟法禁止区域	1	843		
鳥獣保護区	80	60,449	10年	
特別保護区	7	1,270		
休猟区	4	5,818	2年	
（うち特例休猟区）	(3)	(5,371)	(2年)	
特定猟具使用禁止区域	210	61,813	20年	
放鳥獣猟区	0	0	—	

④その他

⑦ 狩猟鳥獣 49種（鳥類29種、獣類20種）

⑧ 市町村による有害捕獲許可対象 20種（鳥類11種、獣類9種）

※20年11月1日から、アライグマ、カワウを追加。

③ 愛鳥モデル指定校 12校（内H24年度新規指定校3校）

(2) 経年統計

①鳥獣保護区カ所数（上段：指定カ所数、下段：面積ha）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
特別保護区	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7
	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	1,285	1,270	1,270
鳥獣保護区	76	77	79	80	81	81	81	80	80	80
	60,255	60,426	60,491	60,540	61,187	61,111	61,094	60,449	60,449	60,499
特定猟具使用禁止区域(銃猟)	188	192	193	192	193	197	204	204	209	210
	53,134	54,350	56,719	57,423	57,152	57,771	60,315	60,359	61,111	61,813
休猟区	13	15	12	10	15	19	16	14	14	4
	23,023	27,724	23,745	21,309	33,456	35,716	26,531	26,406	26,356	5,818

②有害鳥獣捕獲頭羽数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
イノシシ	312	346	385	518	422	533	742	834	807	1,196
ハクビシン	0	3	5	9	23	14	58	66	120	238
カラス	5,090	4,694	3,786	3,133	4,681	4,316	4,251	4,424	4,650	4,232
ドバト	1,613	1,281	1,099	830	1,057	1,247	1,019	609	677	1,151
スズメ	156	67	524	73	748	198	380	524	120	3
カルガモ	331	335	286	429	399	519	585	592	495	289

③狩猟による鳥獣捕獲頭羽数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
イノシシ	1,015	1,265	1,555	1,990	1,638	1,927	2,227	2,071	1,951
キジ	7,617	6,802	6,997	7,560	5,242	5,886	5,933	5,014	4,558
ヤマドリ	294	307	162	439	127	151	204	150	85
コジュケイ	2,517	1,871	1,468	1,866	956	1,249	1,342	1,011	680
スズメ	3,183	2,854	2,426	1,746	1,301	868	1,099	694	275
カモ	19,563	18,767	23,720	18,325	13,956	12,318	14,474	13,759	13,128
キジバト	35,008	24,585	17,765	20,051	12,782	11,813	14,213	11,647	8,033

④ガン・カモ推移（42地点調査）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ガン	57	59	85	60	63	54	68	82	88	85
うち「オオヒシクイ」	56	59	82	60	63	54	67	72	87	85
カモ	81,370	84,100	99,340	93,710	91,819	92,187	100,392	75,829	122,144	102,658
ハクチョウ類	1,044	1,133	1,536	1,232	1,261	1,241	1,382	1,375	1,493	1,621

⑤傷病鳥獣（傷病鳥獣委託獣医：20病院）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
鳥獣センター	606	640	427	465	423	335	374	293	354	293
獣医取扱い	345	365	351	376	385	415	373	349	300	359

※ 上記の数値には、重複あり

（例. 獣医師へ搬送して治療し、さらに鳥獣センターに搬入した場合には、それぞれ1件を計上。）

⑥放鳥数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
キジ	4,000	4,000	4,000	3,240	3,370	3,110	2,950	2,790	2,000	1,800
ヤマドリ	300	300	300	185	300	229	50	170	200	200

⑦鳥獣保護法に基づく狩猟免許試験受験者数等(人, %)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受験者数	118	117	156	192	123	149	125	144	120
合格率	88.1	87.2	90.3	92.3	91.9	91.2	88.8	93.8	93.3
免許所持者	5,784	5,840	5,149	5,608	5,586	4,921	4,831	4,771	
登録者数	6,662	6,347	6,238	5,974	5,641	5,361	4,877	4,323	4,153

※ H19年度免許所持者数は、H18年度までの「網・わな免許」を「網免許」「わな免許」のそれぞれに計上したため、増加した。

## (3) 特定外来生物一覧

分類群	種名	種数等
(平成17年6月1日指定)		
哺乳類	フクロギツネ, タイワンザル, カニクイザル, アカゲザル, ヌートリア, <u>クリハラリス</u> , トウブハイイロリス, <u>アライグマ</u> , <u>カニクイアライグマ</u> , ジャワマンゲース, キョン	11種
鳥類	<u>ガビチョウ</u> , <u>カオジロガビチョウ</u> , <u>カオグロガビチョウ</u> , <u>ソウシチョウ</u>	4種
爬虫類	カミツキガメ, グリーンアノール, ブラウンアノール, ミナミオオガシラ, タイワンスジオ, タイワンハブ	6種
両生類	オオヒキガエル	1種
魚類	チャネルキャットフィッシュ, ブルーギル, <u>コクチバス</u> , <u>オオクチバス</u>	4種
クモ・サソリ類	キョクトウサソリ科のうち全属全種, ジョウゴグモ科のうち2属全種(アトラクス属全種, ハドロニユケ属全種), イトグモ属 3種, ゴケグモ属 4種(ハイイロゴケグモ, <u>セアカゴケグモ</u> , <u>クロゴケグモ</u> , ジュウサンボシゴケグモ)	1科, 2属 7種
昆虫類	ヒアリ, アカミアリ, アルゼンチンアリ	3種
植物	<u>ミズヒマワリ</u> , <u>ナガエツルノゲイトウ</u> , ブラジルチドメグサ	3種
(平成18年2月1日指定)		
哺乳類	ハリネズミ属全種, タイリクモモンガ(エゾモモンガを除く), キタリス(エゾリスを除く), マスクラット, アメリカミンク, アキシスジカ属全種, シカ属全種(ホンシュウジカ, ケラマジカ, マゲシカ, キュウシュウジカ, ツシマジカ, ヤクシカを除く), ダマシカ属全種, シフノウ	4属, 5種
両生類	キューバズツキガエル, コキーコヤスガエル, <u>ウシガエル</u> , シロアゴガエル	4種
魚類	ノーザンパイク, マスキーパイク, カダヤシ, ストライプトバス, ホワイトバス, ヨーロピアンパーチ, パイクパーチ, ケツギョ, コウライケツギョ	9種
甲殻類	ザリガニ類のうち2属全種と2種(アスタクス属全種, ウチダザリガニ, ラスティークレイフィッシュ, ケラクス属全種), モクズガニ属全種	3属, 2種
昆虫類	テナガコガネ属全種(ヤンバルテバガコガネを除く), コカミアリ	1属, 1種
軟体動物等	<u>カワヒバリガイ属全種</u> , クワガガイ, カワホトギスガイ, ヤマヒタチオビ, ニューギニアヤリガタリクウズムシ	1属, 4種
植物	<u>オオキンケイギク</u> ※, <u>オオハンゴンソウ</u> ※, ナルトサワギク, <u>オオカワヂシヤ</u> ※, <u>アレチウリ</u> , <u>オオフサモ</u> , スパルティナ・アングリカ, ボタンウキクサ, <u>アソラ・クリスタータ</u> (※切花は除く。)	9種
(平成18年9月1日指定)		
昆虫類	クモテナガコガネ属全種, ヒメテナガコガネ属全種, セイヨウオオマルハナバチ	2属, 1種
(平成19年9月1日指定)		
爬虫類	アリス・アングステイクプス	1種
(平成20年1月1日指定)		
爬虫類	ナイトアノール, ガーマンアノール, ミドリオオガシラ, イヌバオオガシラ, マングローブヘビ, ボウシオオガシラ	6種
両生類	ブレーンズヒキガエル, キンイロヒキガエル, アカボシヒキガエル, オークヒキガエル, テキサスヒキガエル, コノハヒキガエル	6種
(平成22年2月1日指定)		
哺乳類	シママンゲース	1種
(平成23年7月1日指定)		
爬虫類	アリス・アルログス, アリス・アルタケウス, アリス・ホモレキス	3種
合計		105種類 (1科, 13属, 91種)

※下線部は、県内で生息が確認されている特定外来生物

## 2 自然保護関係

### (1) 現況統計

#### ①県土利用の状況 (km<sup>2</sup>, %)

用途区分	本県 (昭和50年)		本県 (平成22年)		全国 (平成22年)	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
農用地	2,206	36.3	1,752	28.7	46,700	12.3
森林	2,150	35.3	1,873	30.7	250,700	66.3
宅地	449	7.4	727	11.9	19,000	5.0
水面	431	7.1	537	8.8	13,300	3.5
道路	276	4.5	423	6.9	13,600	3.6
その他	575	9.4	784	12.9	34,600	9.2
計	6,087		6,096		377,900	

#### ②公園の指定面積・利用者数(22年度)

公園名	指定年月	公園面積 (ha)	内訳 (ha)				22年度利用者 (万人)
			特別地域 (%)	国有地 (%)	公有地	私有地	
水郷	S34.3.3	20,880	20,036(96)	19,637(94)	169	1,074	729
筑波	S44.2.1	10,921	10,921(100)	3,378(31)	259	7,284	598
国定公園	-	31,801	31,019(98)	23,015(72)	428	8,358	1,327
奥久慈	S28.3.20	10,410	2,321(22)	3,678(35)	71	6,661	140
花園花貫	S28.3.20	24,826	2,656(11)	11,918(48)	67	12,841	217
高鈴	S54.10.20	3,048	3,048(100)	2,618(86)	0	430	83
太田	S26.7.13	2,784	878(32)	644(23)	344	1,796	24
御前山	S29.7.19	7,380	1,593(22)	3,386(46)	148	3,846	10
大洗	S26.7.13	2,543	1,116(44)	1,276(50)	126	1,141	471
笠間	S30.11.7	3,969	629(16)	665(17)	8	3,296	153
吾国愛宕	S49.11.21	3,835	674(16)	795(21)	38	3,002	12
水戸	S26.7.13	300	0(0)	92(31)	25	183	278
県立公園	-	59,095	12,915(22)	25,072(42)	827	33,196	1,388
総計	-	90,896	43,934(48)	48,087(53)	1,255	41,554	2,715

・自然環境保全地域：34カ所 (645ha)

緑地環境保全地域：44カ所 (114ha)

#### ③本県の位置づけ(24年度)

	本 県	全 国
国立公園	-	30カ所、2,093,363ha(国土の5.5%)
国定公園	1カ所 31,801ha (県土の5.2%) 全国14位	56カ所、1,362,613ha(国土の3.6%) 平均面積1カ所当たり 24,322ha
県立自然公園	9カ所 59,095ha (県土の9.7%) 全国12位 平均面積 1公園当たり 6,566ha	315カ所 1,977,528ha (国土の5.2%) 平均面積 1公園当たり 6,278ha

#### ④採石事業(24年度)

	採 石 事 業	
	事業所数	採取面積
国定公園	3	40.8 ha
県立公園	12	148.2 ha

(2) 経年統計資料

①自然公園法及び県立自然公園条例に基づく許可等件数

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
国定公園	許可	51	44	48	40	49	34	41	53	41	42
	協議	8	5	8	0	6	2	9	16	12	3
	届出	0	0	1	1	1	0	1	1	0	1
県立公園	許可	20	34	21	21	15	14	17	24	21	33
	協議	7	3	0	1	4	3	10	0	11	10
	届出	0	0	5	13	19	6	2	5	10	13
合計		86	92	82	76	94	59	80	99	95	102

※「許可」…特別保護地区及び特別地域内における工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、土地の形状変更等の許可

「協議」…特別保護地区及び特別地域内における国の機関による行為や公園事業の執行に係る協議

「届出」…普通地域内における工作物の設置、土石の採取、土地の形状変更等の届出

②自然環境保全条例に基づく許可等件数

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
自然環境保全地域	許可	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	届出	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
緑地環境保全地域	届出	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

※「許可」…特別地区内における工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、土地の形状変更等の許可

「届出」…普通地区内及び緑地環境保全地域内における工作物の設置、土石の採取、土地の形状変更等の届出

③利用者数推移 (千人)

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
国定公園	13,619	14,870	15,812	13,695	14,744	13,471	13,608	12,405	12,267	13,268

### 3 環境学習関係

#### 1 茨城県環境アドバイザー派遣状況

年 度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
アドバイザー人数	18	16	22	24	29	29	31	28	33	33
派遣回数	22	37	37	29	55	73	74	61	60	59
受講者数	データなし			2004	7702	5007	5372	3573	3738	3398
年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
アドバイザー人数	31	31	41	54+2団体	54+2団体	54+2団体	57+2団体	57+2団体	56+2団体	56+4団体
派遣回数	63	45	64	84	127	135	122	132	127	134
受講者数	5452	2693	4045	4687	7387	7302	6256	5583	5605	6360

【備考】制度制定:平成5年10月 / アドバイザー任期:3年(H17までは1年任期)

#### 2 こどもエコクラブ登録状況

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
クラブのある市町村数	15	17	24	26	29	35	35	37
登録クラブ数	35	30	77	78	136	154	150	108
会員数(サポーター含む)	442	615	1052	1949	3619	4025	3411	2458
会員数の全国順位	25	28	21	13	4	3	3	1
年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
クラブのある市町村数	37	27	29	29	23	30	28	26
登録クラブ数	105	107	91	80	93	102	88	84
会員数(サポーター含む)	2280	1770	1841	1991	3610	4268	4149	3158
会員数の全国順位	15	21	21	24	13	13	14	18
年 度	H23	H24						
クラブのある市町村数	26	17						
登録クラブ数	87	56						
会員数(サポーター含む)	4893	2888						
会員数の全国順位	13	13						

【備考】事業開始:平成7年度に環境省が事業制定

平成23年度からは国費を投入せず,(財)日本環境協会の自主事業として実施。

※国の事業仕分けで事業廃止判定を受けたことによる対応。

#### 3 環境学習資料の貸出件数等

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
利用件数(件)	108	110	140	112	126	137	84	84
年 度	H20	H21	H22	H23	H24			
利用件数(件)	102	61	53	20	14			

【H24内訳】

・啓発パネル	3件
・啓発ビデオ	4件
・啓発DVD	0件
・フォトコン/データ	5件
・フォトコン/パネル	1件
・紙芝居	1件
・本	0件



# 2011年茨城県環境保全に関するアンケート調査

県民アンケート

## 調査概要

### 調査の目的

本調査は、多様化する環境問題に的確に対応し、あらゆる環境に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本となる新たな「環境計画」を作成するにあたり、県民の意向を反映させることを目的に、県民の環境に対する意識・関心度・配慮行動などを調査するものである。

### 調査の方法

#### 調査対象

一般県民 3,000名(電話帳から無作為抽出)

#### 調査方式

アンケート調査票の郵送配布, 回収

### 回収状況

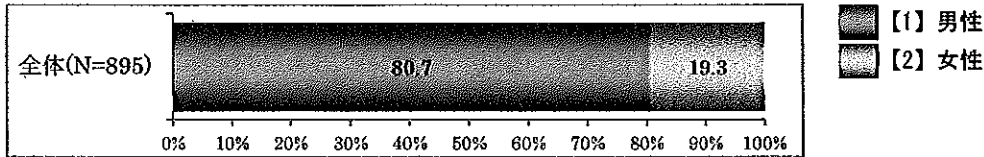
	個人
オリジナルデータ	3000
対象外(廃業・電番違い、宛先不明、受取拒否)	109
未接触分	205
追加分	0
I/P済み	948
達成率	32.79%
	(~2012/01/05)

有効回答 895 件

## 被験者プロフィール

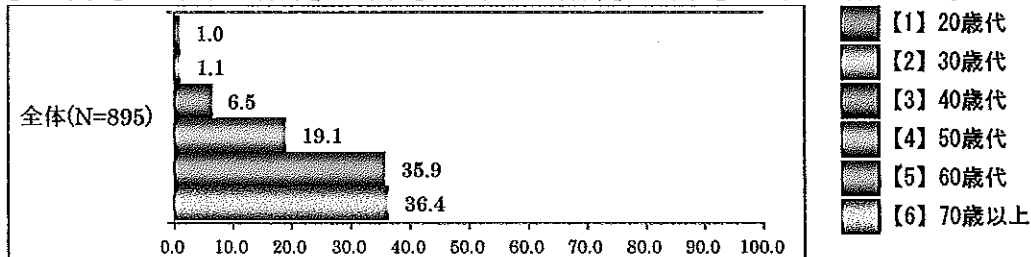
### ●被験者属性〔性別〕

「性別」については、【男性】80.7 % (722 件)、【女性】19.3 % (173 件)である。



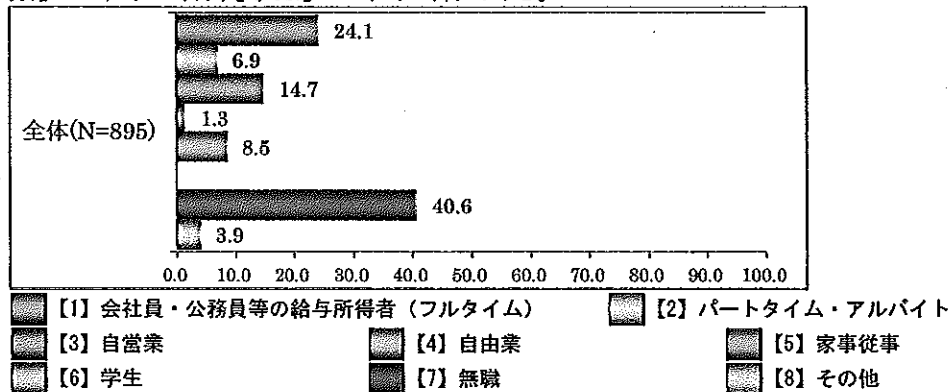
### ●被験者属性〔年齢〕

「年齢」については、【70歳以上】36.4 % (326 件)、【60歳代】35.9 % (321 件)、【50歳代】19.1 % (171 件)、【40歳代】6.5 % (58 件)、【30歳代】1.1 % (10 件)、【20歳代】1.0 % (9 件)である。



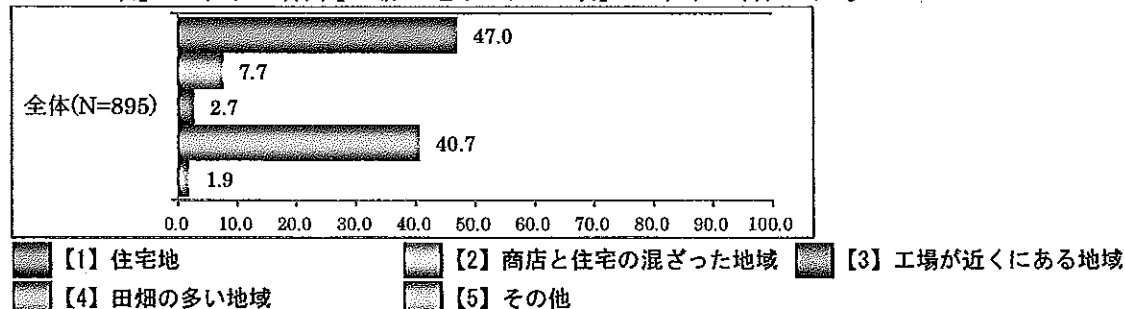
### ●被験者属性〔職業〕

「職業」については、【無職】40.6 % (363 件)、【会社員・公務員等の給与所得者(フルタイム)】24.1 % (216 件)、【自営業】14.7 % (132 件)、【家事従事】8.5 % (76 件)、【パートタイム・アルバイト】6.9 % (62 件)、【自由業】1.3 % (12 件)、【学生】0.0 % (0 件)である。



### ●被験者属性〔居住地域〕

「居住地域」については、【住宅地】47.0 % (421 件)、【田畑の多い地域】40.7 % (364 件)、【商店と住宅の混ざった地域】7.7 % (69 件)、【工場が近くにある地域】2.7 % (24 件)である。



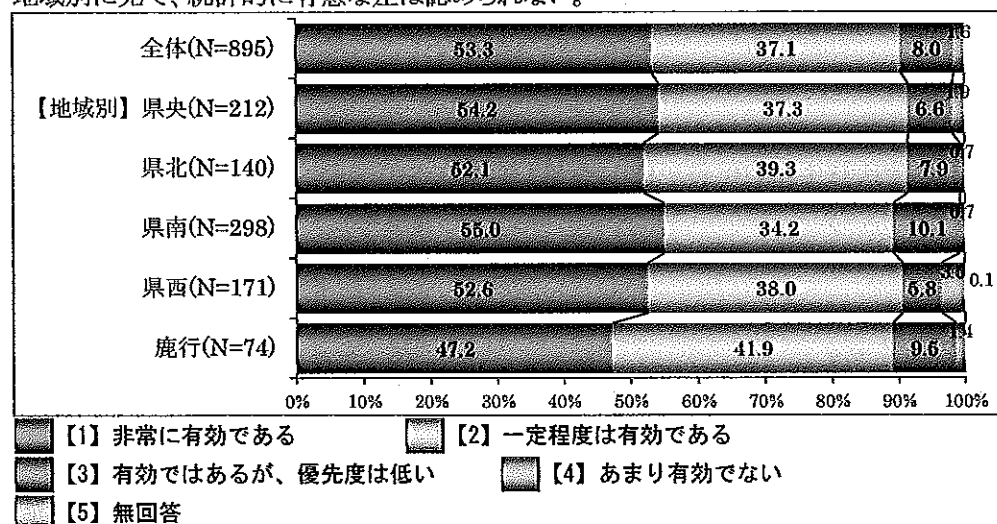
## 結果詳細

### 環境教育について

#### 環境教育推進の有効性

「環境教育推進の有効性」については、【非常に有効である】53.3 % (477 件)が最も多く、以下、【一定程度は有効である】37.1 % (332 件)、【有効ではあるが、優先度は低い】8.0 % (72 件)、【あまり有効でない】1.6 % (14 件)である。

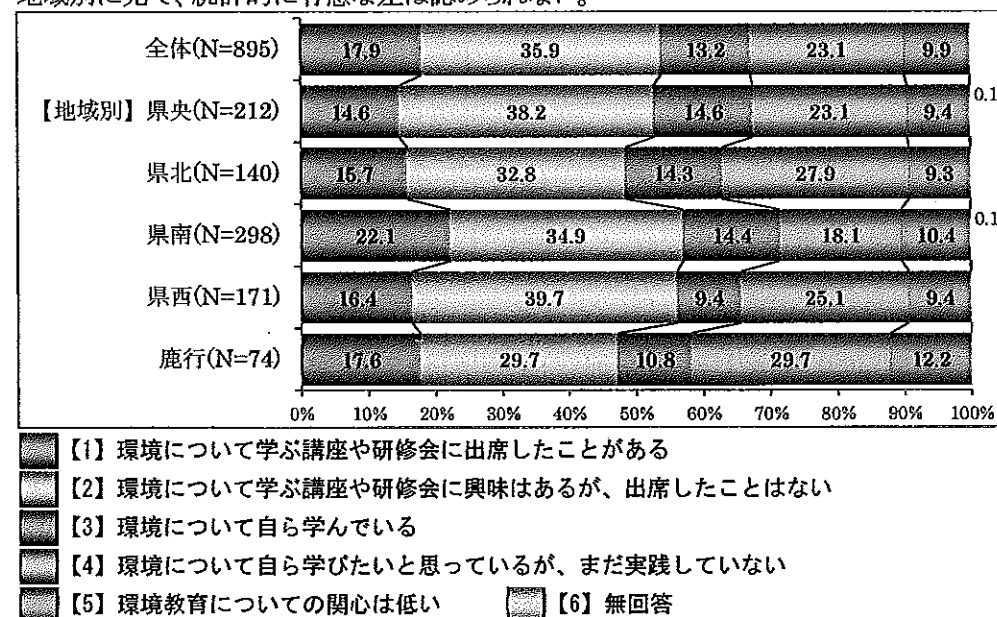
地域別に見て、統計的に有意な差は認められない。



#### 環境教育に対する関心や行動

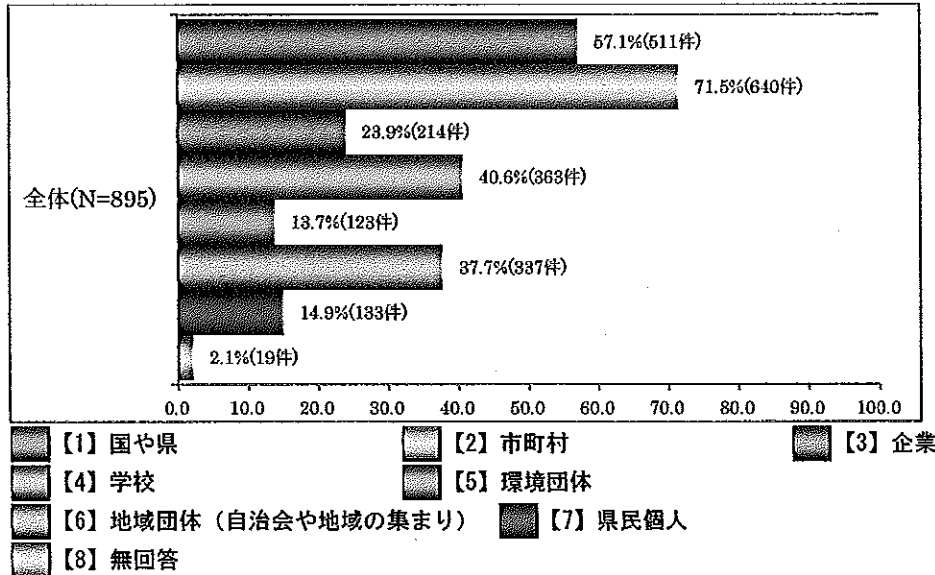
「環境教育に対する関心や行動」については、【環境について学ぶ講座や研修会に興味はあるが、出席したことはない】35.9 % (321 件)が最も多く、以下、【環境について自ら学びたいと思っているが、まだ実践していない】23.1 % (207 件)、【環境について学ぶ講座や研修会に出席したことがある】17.9 % (160 件)、【環境について自ら学んでいる】13.2 % (118 件)、【環境教育についての関心は低い】9.9 % (89 件)である。

地域別に見て、統計的に有意な差は認められない。



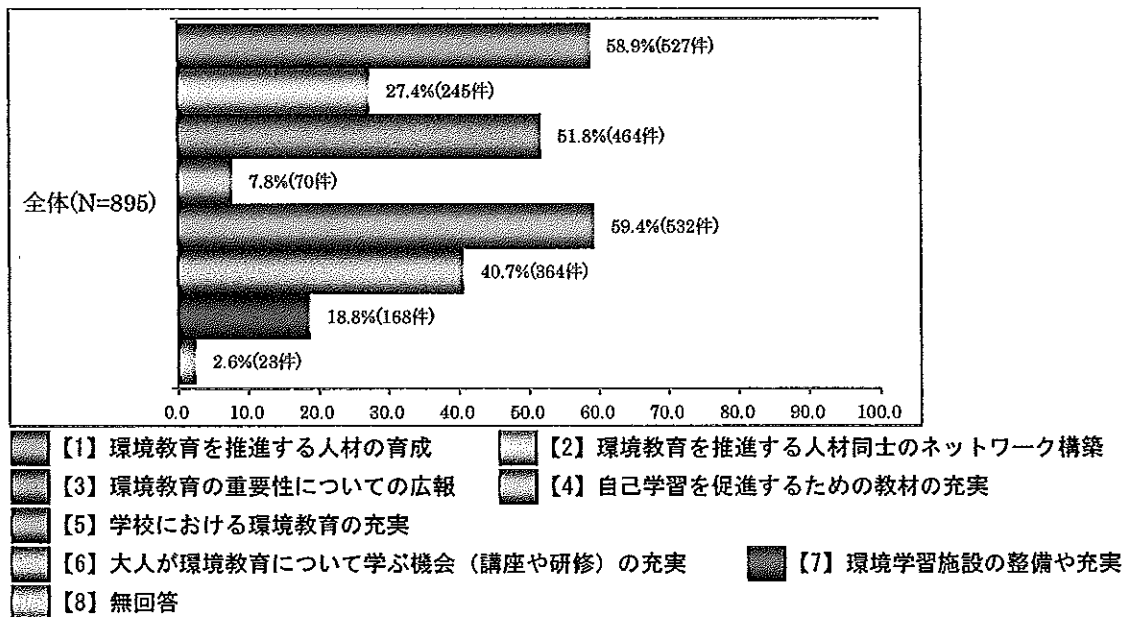
## 環境教育推進に取り組むべき主体

「環境教育推進に取り組むべき主体」については、【市町村】71.5 % (640 件)が最も多く、以下、【国や県】57.1 % (511 件)、【学校】40.6 % (363 件)、【地域団体 (自治会や地域の集まり)】37.7 % (337 件)、【企業】23.9 % (214 件)、【県民個人】14.9 % (133 件)、【環境団体】13.7 % (123 件)である。



## 環境教育推進のため取り組むべき施策

「環境教育推進のため取り組むべき施策」については、【学校における環境教育の充実】59.4 % (532 件)が最も多く、以下、【環境教育を推進する人材の育成】58.9 % (527 件)、【環境教育の重要性についての広報】51.8 % (464 件)、【大人が環境教育について学ぶ機会 (講座や研修) の充実】40.7 % (364 件)、【環境教育を推進する人材同士のネットワーク構築】27.4 % (245 件)、【環境学習施設の整備や充実】18.8 % (168 件)、【自己学習を促進するための教材の充実】7.8 % (70 件)である。

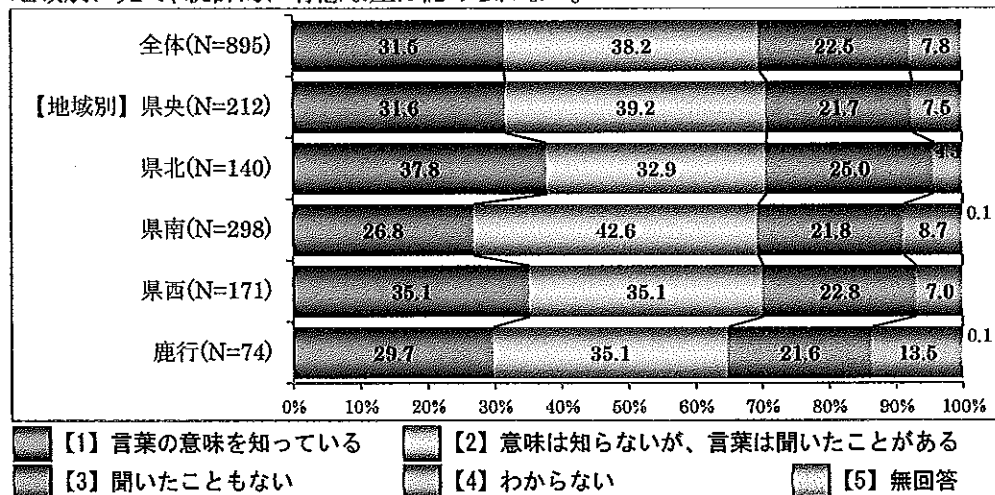


## 生物多様性について

### 生物多様性という言葉の認知

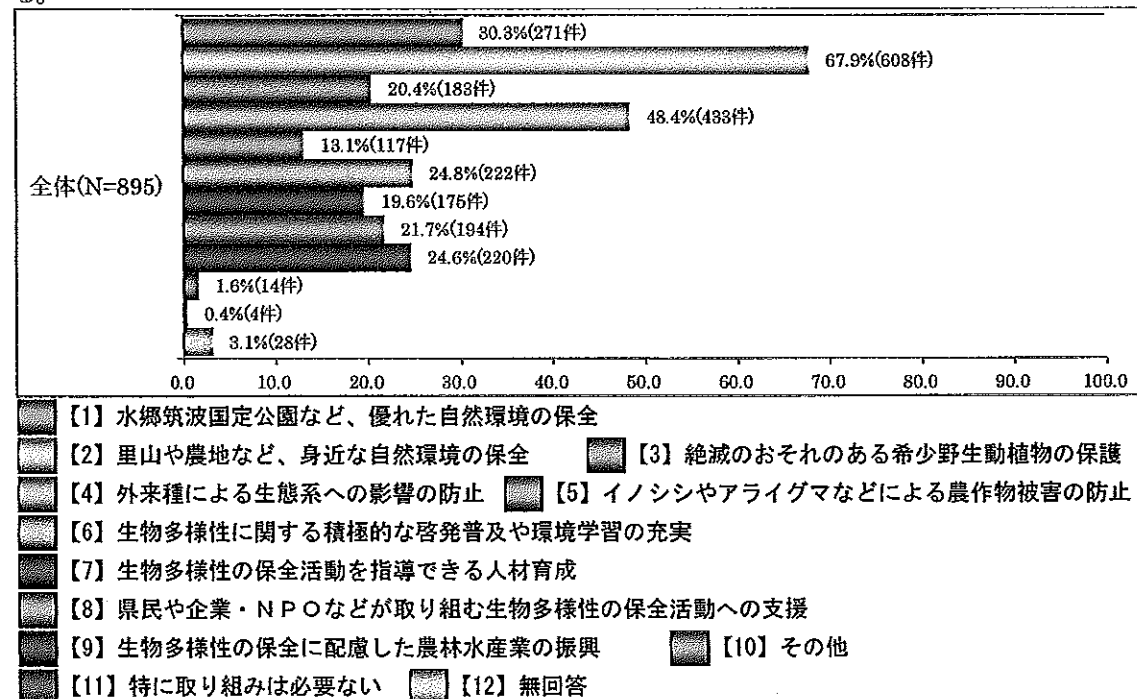
「生物多様性という言葉の認知」については、【意味は知らないが、言葉は聞いたことがある】38.2 % (342 件) が最も多く、以下、【言葉の意味を知っている】31.5 % (282 件)、【聞いたこともない】22.5 % (201 件)、【わからない】7.8 % (70 件) である。

地域別に見て、統計的に有意な差は認められない。



### 生物多様性の保全のため取り組むべき施策

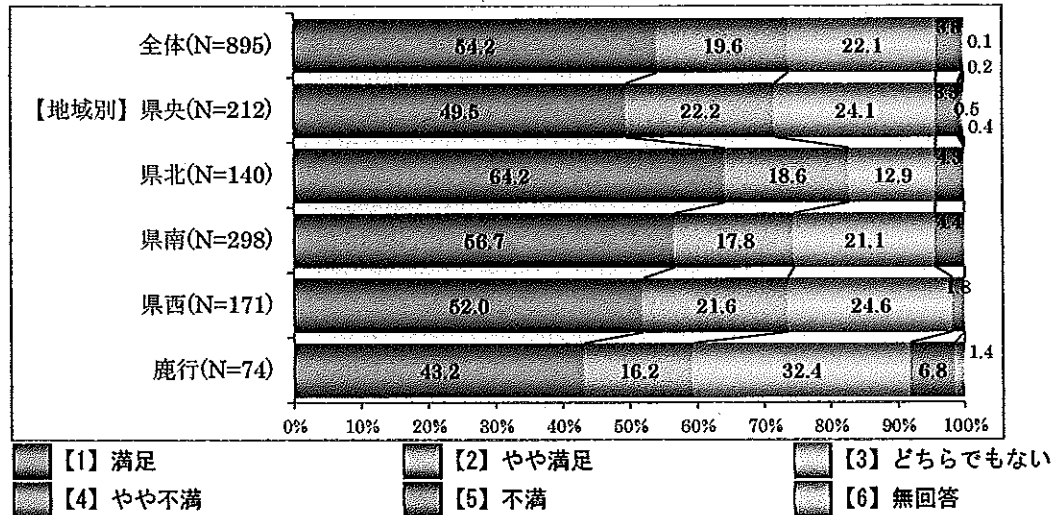
「生物多様性の保全のため取り組むべき施策」については、【里山や農地など、身近な自然環境の保全】67.9 % (608 件) が最も多く、以下、【外来種による生態系への影響の防止】48.4 % (433 件)、【水郷筑波国定公園など、優れた自然環境の保全】30.3 % (271 件)、【生物多様性に関する積極的な啓発普及や環境学習の充実】24.8 % (222 件)、【生物多様性の保全に配慮した農林水産業の振興】24.6 % (220 件)、【県民や企業・NPOなどが取り組む生物多様性の保全活動への支援】21.7 % (194 件)、【絶滅のおそれのある希少野生動物の保護】20.4 % (183 件)、【生物多様性の保全活動を指導できる人材育成】19.6 % (175 件)、【イノシシやアライグマなどによる農作物被害の防止】13.1 % (117 件)、【特に取り組みは必要ない】0.4 % (4 件) である。



## 緑とのふれあい

「緑とのふれあい」については、【満足】54.2%(485件)、【やや満足】19.6%(175件)、【満足の小計】73.7%(660件)である。

地域別に見ると、統計的に有意な差が認められた。『県北』では、全体と比較して、【満足】64.3%(90件)【満足の小計】82.9%(116件)が、高い値を示している。『鹿行』では、全体と比較して、【満足の小計】59.5%(44件)が、低い値を示している。



### ●満足(「全体」と「県北」の差)

変数	全体	県北	差	統計量	2.235488
サンプル数	895	140		両側P値	0.0254 *
比率	54.2%	64.3%	10.1%		

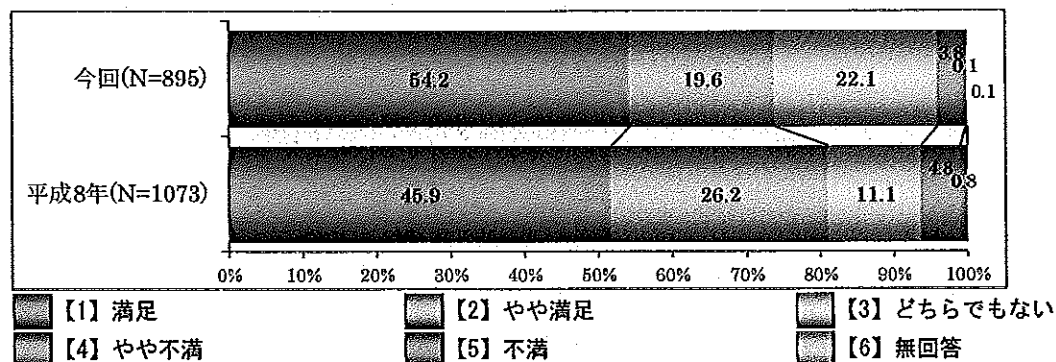
### ●満足の小計(「全体」と「県北」の差)

変数	全体	県北	差	統計量	2.315155
サンプル数	895	140		両側P値	0.0206 *
比率	73.7%	82.9%	9.1%		

### ●満足の小計(「全体」と「鹿行」の差)

変数	全体	鹿行	差	統計量	2.64921
サンプル数	895	74		両側P値	0.0081 **
比率	73.7%	59.5%	14.3%		

今回と平成8年を比較すると、統計的に有意な差が認められた。今回では平成8年と比較して【満足】54.2%(483件)が増加している。また、【やや満足】19.6%(281件)が減少している。



●満足(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	3.642293
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0003 **
比率	54.2%	45.9%	8.2%		

●やや満足(「今回」と「平成8年」の差)

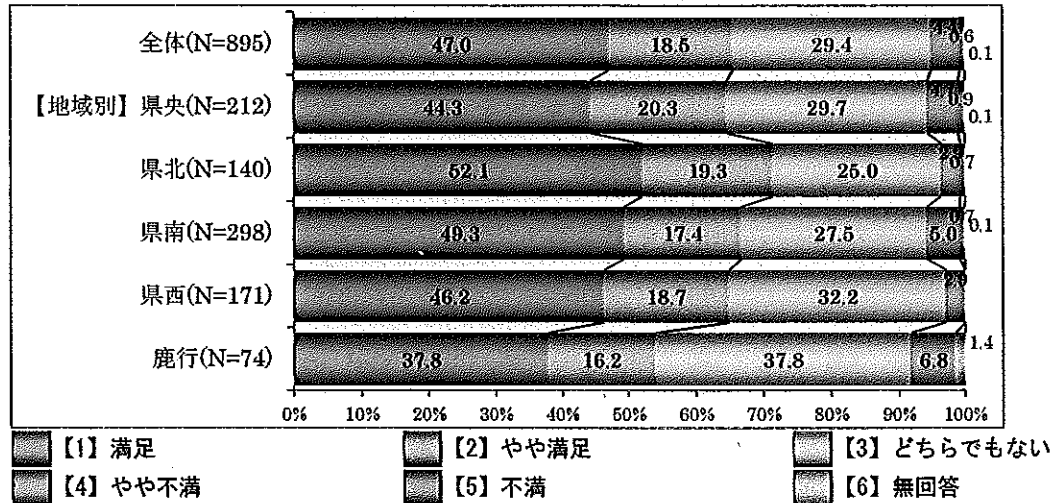
変数	今回	平成8年	差	統計量	3.47391
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0005 **
比率	19.6%	26.2%	6.6%		



## 野鳥や昆虫との親しみ

「野鳥や昆虫との親しみ」については、【満足】47.0%(421件)、【やや満足】18.5%(166件)、【満足の小計】65.6%(587件)である。

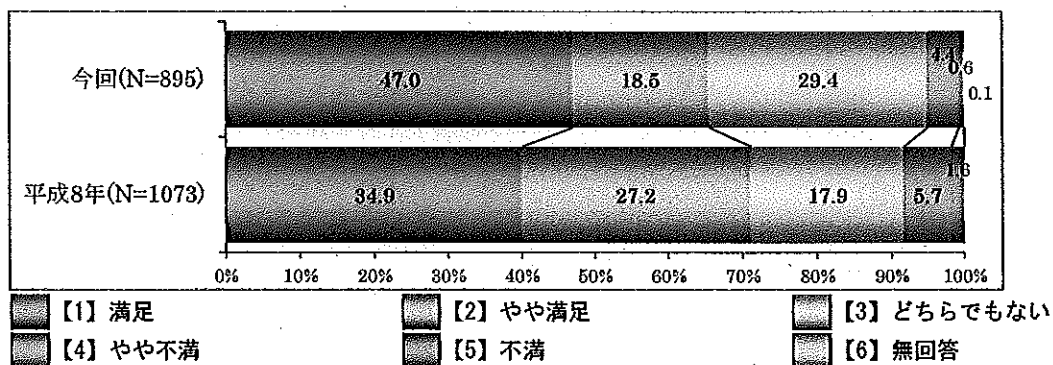
地域別に見ると、統計的に有意な差が認められた。『鹿行』では、全体と比較して、【満足の小計】54.1%(40件)が、低い値を示している。



### ●満足の小計(「全体」と「鹿行」の差)

変数	全体	鹿行	差	統計量	1.995112
サンプル数	895	74		両側P値	0.0460 *
比率	65.6%	54.1%	11.5%		

今回と平成8年を比較すると、統計的に有意な差が認められた。今回では平成8年と比較して【満足】47.0%(374件)が増加している。また、【やや満足】18.5%(292件)が減少している。



### ●満足(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	5.484861
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0000 **
比率	47.0%	34.9%	12.2%		

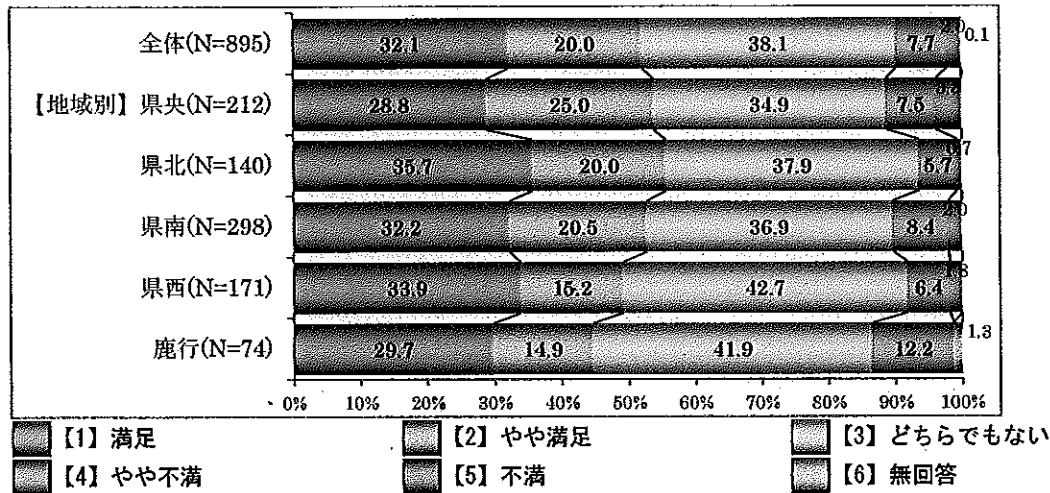
### ●やや満足(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	4.530208
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0000 **
比率	18.5%	27.2%	8.7%		

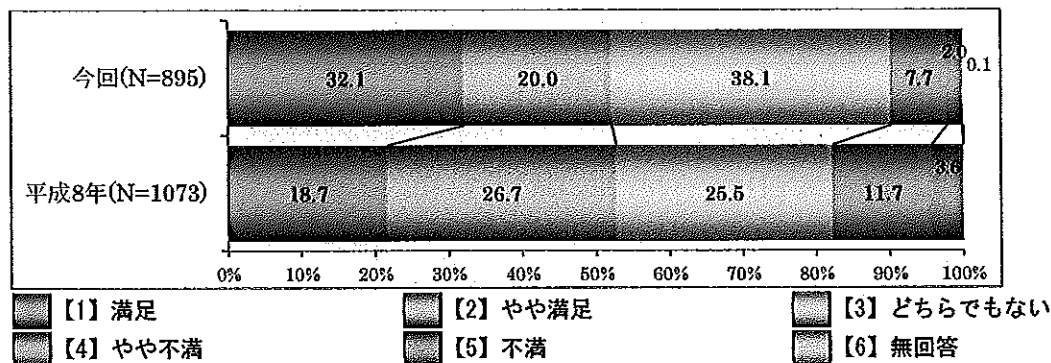
## 水や水辺とのふれあい

「水や水辺とのふれあい」については、【満足】32.1%(287件)、【やや満足】20.0%(179件)、【満足の小計】52.1%(466件)である。

地域別に見て、統計的に有意な差は認められない。



今回と平成8年を比較すると、統計的に有意な差が認められた。今回では平成8年と比較して【満足】32.1%(201件)【満足の小計】52.1%(487件)が増加している。また、【やや満足】20.0%(286件)が減少している。



### ●満足(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	6.821193
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0000 **
比率	32.1%	18.7%	13.3%		

### ●やや満足(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	3.460321
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0005 **
比率	20.0%	26.7%	6.7%		

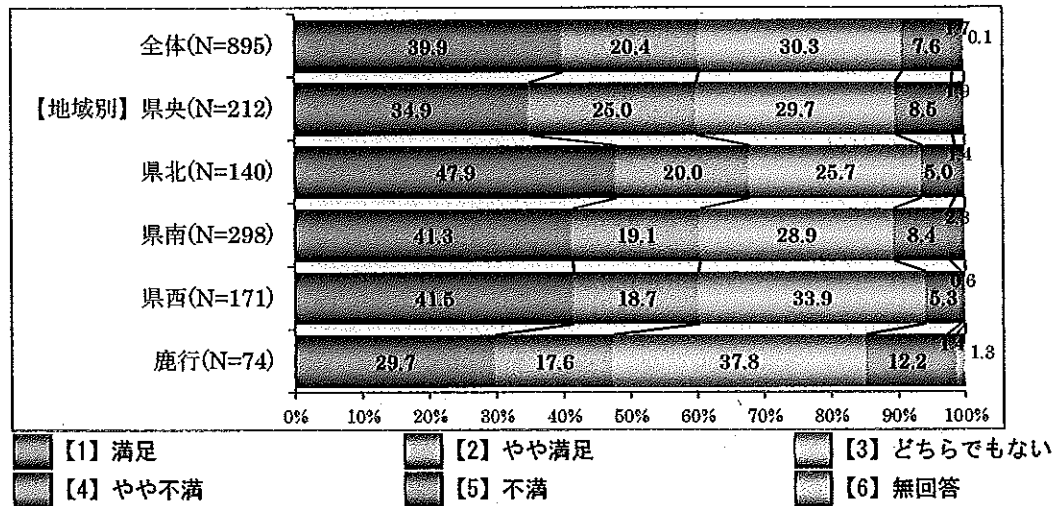
### ●満足の小計(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	2.952832
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0031 **
比率	52.1%	45.4%	6.7%		

## 野山などの自然景観

「野山などの自然景観」については、【満足】39.9%(357件)、【やや満足】20.4%(183件)、【満足の小計】60.3%(540件)である。

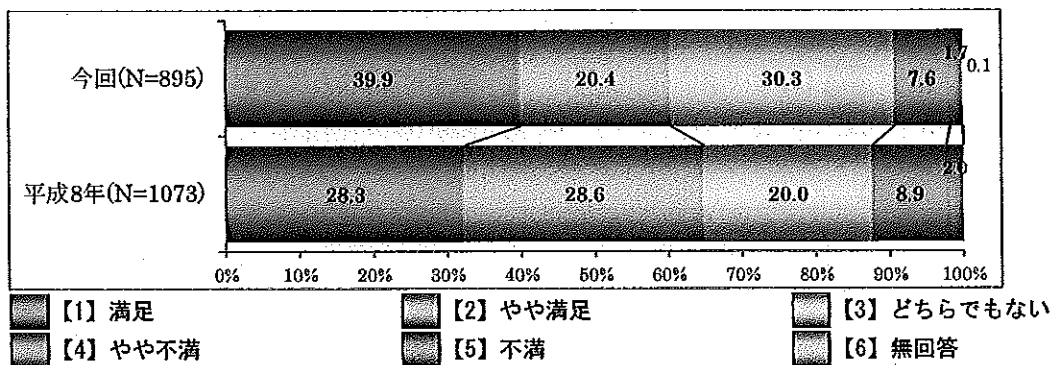
地域別に見ると、統計的に有意な差が認められた。『鹿行』では、全体と比較して、【満足の小計】47.3%(35件)が、低い値を示している。



### ●満足の小計(「全体」と「鹿行」の差)

変数	全体	鹿行	差	統計量	2.194395
サンプル数	895	74		両側P値	0.0282 *
比率	60.3%	47.3%	13.0%		

今回と平成8年を比較すると、統計的に有意な差が認められた。今回では平成8年と比較して【満足】39.9%(304件)が増加している。また、【やや満足】20.4%(183件)が減少している。



### ●満足(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	5.405194
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0000 **
比率	39.9%	28.3%	11.6%		

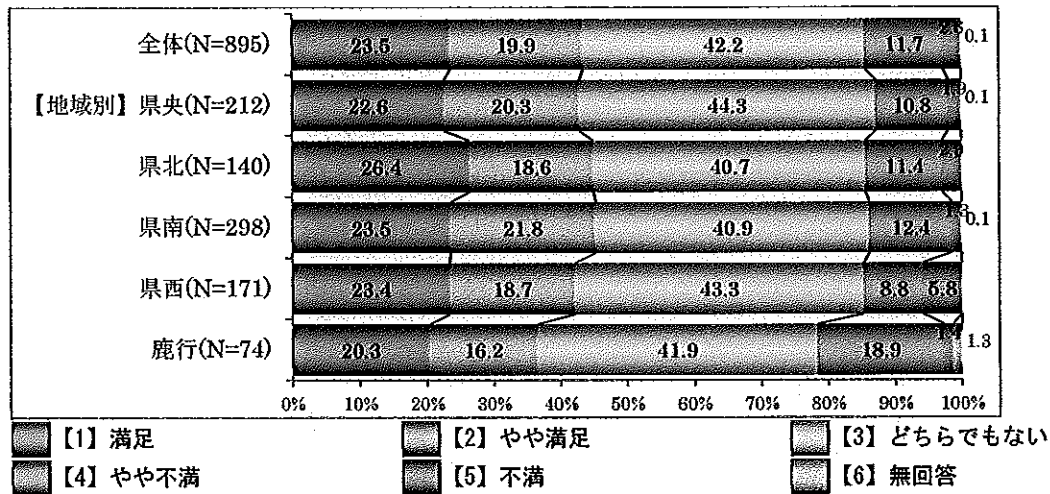
### ●やや満足(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	4.17076
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0000 **
比率	20.4%	28.6%	8.2%		

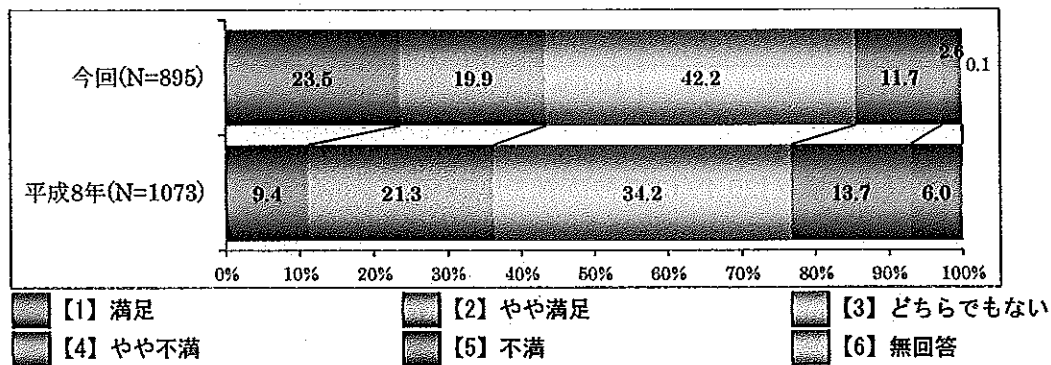
## まちなみの美しさ

「まちなみの美しさ」については、【満足】23.5 % (210 件)、【やや満足】19.9 % (178 件)、【満足の小計】43.4 % (388 件)である。

地域別に見て、統計的に有意な差は認められない。



今回と平成8年を比較すると、統計的に有意な差が認められた。今回は平成8年と比較して【満足】23.5% (101 件) 【満足の小計】43.4%(380 件)が増加している。



### ●満足(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	8.509114
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0000 **
比率	23.5%	9.4%	14.1%		

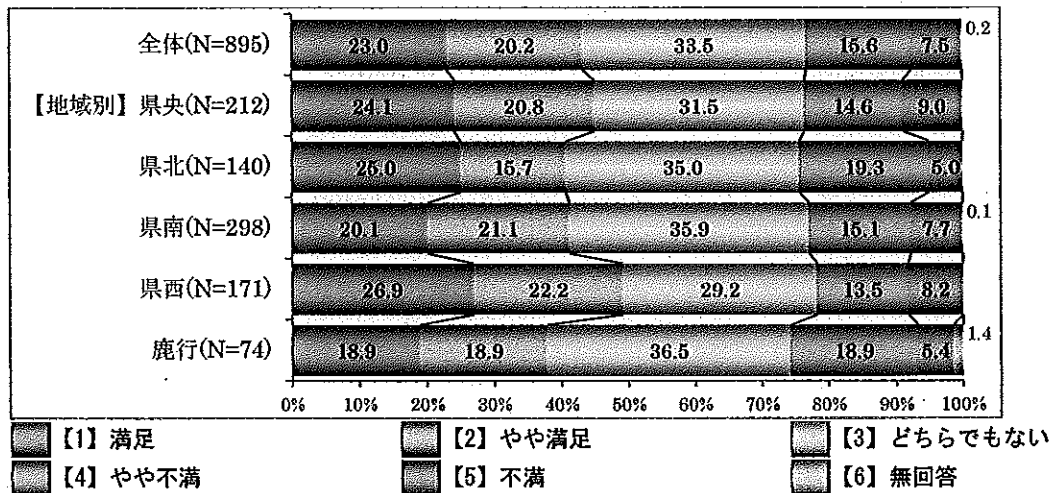
### ●満足の小計(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	5.78064
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0000 **
比率	43.4%	30.8%	12.6%		

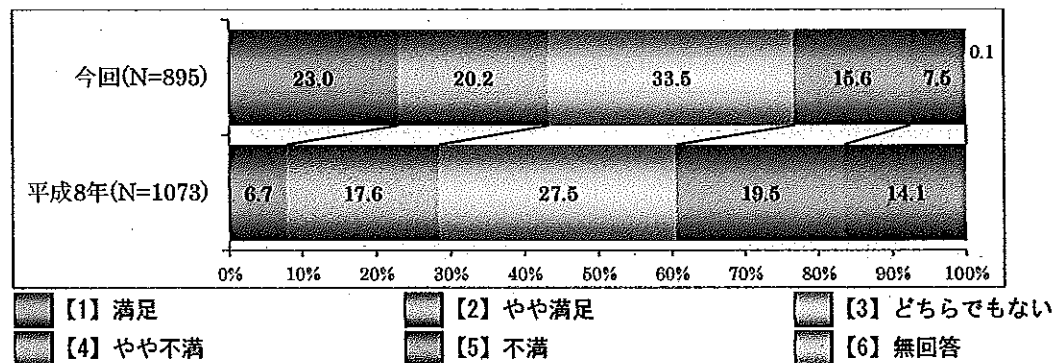
## 公園・レクリエーション施設の快適さ

「公園・レクリエーション施設の快適さ」については、【満足】23.0%(206件)、【やや満足】20.2%(181件)、【満足の小計】43.2%(387件)である。

地域別に見て、統計的に有意な差は認められない。



今回と平成8年を比較すると、統計的に有意な差が認められた。今回では平成8年と比較して【満足】23.0%(72件)【満足の小計】43.2%(261件)が増加している。



### ●満足(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	10.34241
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0000 **
比率	23.0%	6.7%	16.3%		

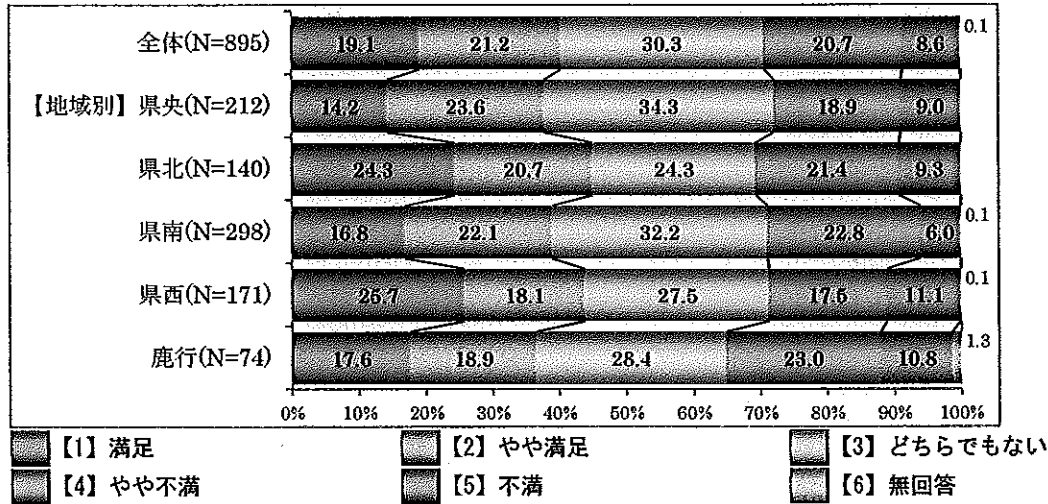
### ●満足の小計(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	8.891528
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0000 **
比率	43.2%	24.3%	18.9%		

## 道路・街路の快適さ

「道路・街路の快適さ」については、【満足】19.1%(171件)、【やや満足】21.2%(190件)、【満足の小計】40.3%(361件)である。

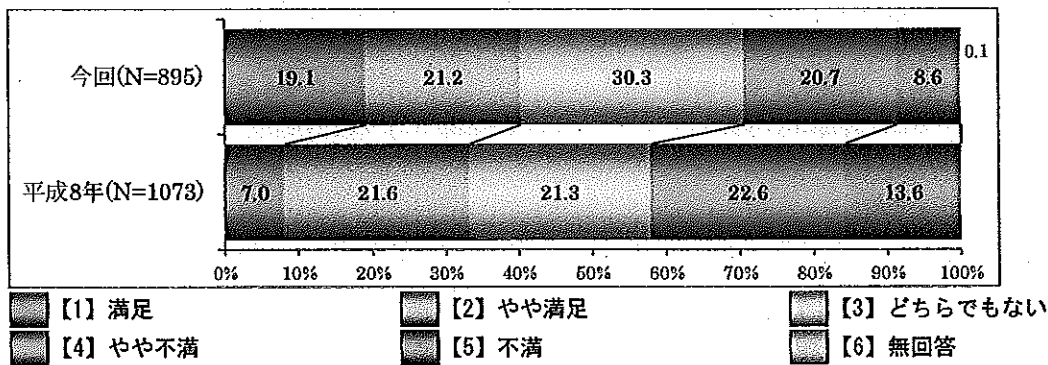
地域別に見ると、統計的に有意な差が認められた。『県西』では、全体と比較して、【満足】25.7%(44件)が、高い値を示している。



### ●満足(「全体」と「県西」の差)

変数	全体	県西	差	統計量	1.978245
サンプル数	895	171		両側P値	0.0479*
比率	19.1%	25.7%	6.6%		

今回と平成8年を比較すると、統計的に有意な差が認められた。今回では平成8年と比較して【満足】19.1%(75件)【満足の小計】40.3%(307件)が増加している。



### ●満足(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	8.09307
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0000**
比率	19.1%	7.0%	12.1%		

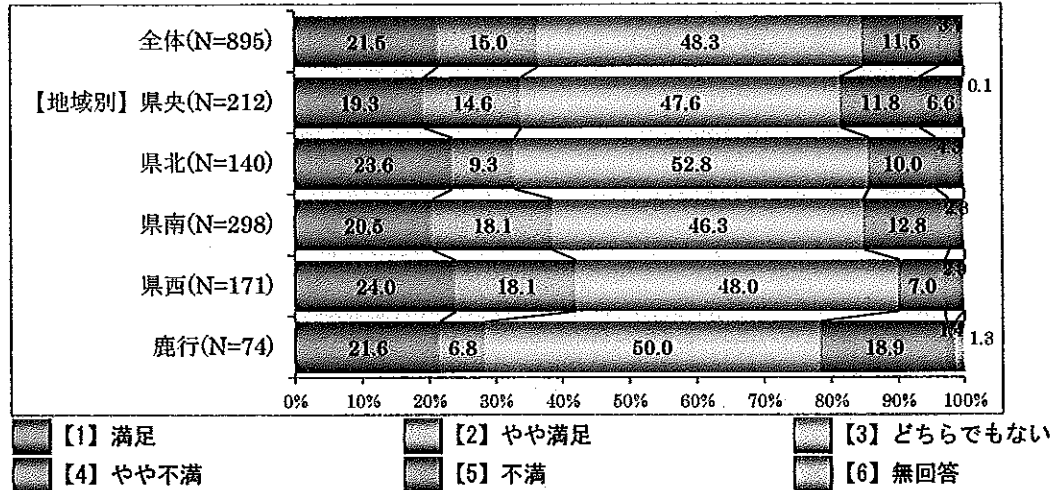
### ●満足の小計(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	5.46932
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0000**
比率	40.3%	28.6%	11.7%		

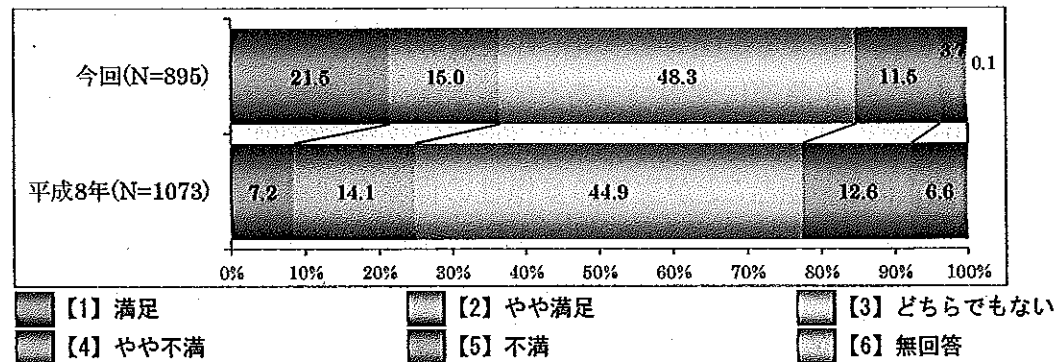
## 古いまちなみや史跡などの歴史的雰囲気

「古いまちなみや史跡などの歴史的雰囲気」については、【満足】21.5 % (192 件)、【やや満足】15.0 % (134 件)、【満足の小計】36.4 % (326 件)である。

地域別に見て、統計的に有意な差は認められない。



今回と平成8年を比較すると、統計的に有意な差が認められた。今回では平成8年と比較して【満足】21.5% (77 件) 【満足の小計】36.4% (228 件)が増加している。



### ●満足(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	9.180555
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0000 **
比率	21.5%	7.2%	14.3%		

### ●満足の小計(「今回」と「平成8年」の差)

変数	今回	平成8年	差	統計量	7.454085
サンプル数	895	1073		両側P値	0.0000 **
比率	36.4%	21.2%	15.2%		

生物多様性基本法

(平成二十年六月六日法律第五十八号)

前文

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 生物多様性戦略(第十一条—第十三条)

第三章 基本的施策

第一節 国の施策(第十四条—第二十六条)

第二節 地方公共団体の施策(第二十七条)

附則

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するために、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事



業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法(以下「持続可能な方法」という。)により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

(基本原則)

第三条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。

3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。

4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。

5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則(以下「基本原則」という。)のっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

(国民及び民間の団体の責務)

第七条 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(施策の有機的な連携への配慮)

第九条 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(年次報告等)

第十条 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 生物多様性戦略

(生物多様性国家戦略の策定等)

第十一条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。

2. 生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針
  - 二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
  - 三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

(生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係)

第十二条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。

- 2 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

(生物多様性地域戦略の策定等)

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2. 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
  - 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
  - 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。
- 4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

#### 第一節 国の施策

(地域の生物の多様性の保全)

第十四条 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の種の多様性の保全等)

第十五条 国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

(外来生物等による被害の防止)

第十六条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国土及び自然資源の適切な利用等の推進)

第十七条 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をもたらさないよう配慮された自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(生物資源の適正な利用の推進)

第十八条 国は、生物資源の有用性にかんがみ、農林水産業、工業その他の分野においてその適正な利用を図るため、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生物の多様性に配慮した事業活動の促進)

第十九条 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要

な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化の防止等に資する施策の推進)

- 第二十条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するために必要な管理が促進されるようバイオマスの利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等)

- 第二十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。
- 2 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。
  - 3 国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにその維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

- 第二十二条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

- 第二十三条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

- 第二十四条 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会

の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)

第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十六条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第二十七条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

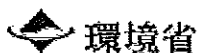
## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討)

第二条 政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## 報道発表資料

平成24年9月28日

### 「生物多様性国家戦略2012—2020」の閣議決定について(お知らせ)

生物多様性基本法(平成20年法律第58号)に基づいて政府が策定する「生物多様性国家戦略2012—2020」が、本日、閣議決定されましたので、お知らせします。

#### 1. 経緯

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条の規定に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画です。わが国は、平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、平成14年、平成19年、平成22年に見直しを行ってきました。

その後、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、生物多様性に関する世界目標となる愛知目標が採択され、各国はその達成に向けた国別目標を設定し、生物多様性国家戦略に反映することが求められました。また、昨年3月の東日本大震災の発生や人口減少の進展をはじめとした昨今の社会状況を踏まえ、これまでの人と自然との関係をいま一度見つめ直し、今後の自然共生社会のあり方を示すことが必要となりました。

このため、平成24年1月27日付けで、環境大臣より中央環境審議会会長に対して、生物多様性国家戦略の変更について諮問し、同審議会自然環境・野生生物合同部会(部会長:武内和彦東京大学サステナビリティ学連携研究機構教授)において審議が行われ、パブリックコメント等を経て、平成24年9月13日に、同審議会から答申が行われました。

この答申を踏まえ、本日9月28日に、政府として「生物多様性国家戦略2012—2020」を閣議決定しました。

#### 2. 「生物多様性国家戦略2012—2020」のポイント

##### [1] 愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップを提示

○ 愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとして、目標年次を含めたわが国の国別目標(13目標)とその達成に向けた主要行動目標(48目標)を設定しました。

○ 国別目標の達成状況を測るための指標(81指標)を設定しました。

##### [2] 2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」を設定

○ これまでの生物多様性国家戦略の4つから、新たに科学的基盤の強化に関する項目が加わりました。

—5つの基本戦略—

(1) 生物多様性を社会に浸透させる

(2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する

(3) 森・里・川・海のつながりを確保する

(4) 地球規模の視野を持って行動する

(5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける(新規)

○ 生物多様性を社会に浸透させるため、「生物多様性の経済的価値評価」等の取組を充実・強化します。

##### [3] 今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を記載

○ 「愛知目標の達成に向けたロードマップ」の実現に向け、今後5年間の行動計画として約700の具体的施策を記載し、50の数値目標を設定しました。

<具体的施策の例>

— 生物多様性の経済的価値の評価、生物多様性の損失に伴う経済的損失、効果的な保全に要する費用などの評価

— 各省連携による広域レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた方策の検討

— 海洋保護区の設定の推進と管理の充実

— 野生生物の適切な保護管理の推進

- －愛知目標の達成に向けた国際的取組
- －生物多様性総合評価を愛知目標の中間評価が行われる2015年までに実施
- －IPBES\*への積極的な参加・貢献と国内体制の整備
- －生物多様性に配慮した東日本大震災からの復興・再生の推進
- \* IPBES(生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)

※「生物多様性国家戦略2012-2020」の策定に関する審議会の経緯等については下記を御参照下さい。

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/initiatives/index.html>

#### 添付資料

- 資料1 生物多様性国家戦略2012-2020(本文)[PDF 1,535KB]
- 資料2 生物多様性国家戦略の役割・策定経緯等[PDF 17KB]
- 資料3 生物多様性国家戦略2012-2020の概念図[PDF 117KB]
- 資料4 生物多様性国家戦略の改定のポイント[PDF 18KB]
- 資料5 愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標[PDF 77KB]
- 資料6 生物多様性国家戦略2012-2020における具体的施策の数値目標[PDF 29KB]

#### 連絡先

環境省自然環境局自然環境計画課  
生物多様性地球戦略企画室  
代表 : 03-3581-3351  
直通 : 03-5521-8273  
室長 : 奥田 直久(内線6480)  
室長補佐: 川越 久史(内線6481)  
室長補佐: 岩浅 有記(内線6482)



「生物多様性国家戦略2012-2020」における具体的施策の数値目標

	数値目標一覧	数値目標	達成年(期間)
1	山小屋等のし尿・排水処理施設の整備数	100箇所	H23から10年間
2	生態系維持回復事業計画策定地域数	9地域	H32
3	保安林面積	1,281万ha	H35
4	ラムサール条約湿地	10箇所増	H32
5	管轄権内水域の保護化	10%	H32
6	自然再生事業実施計画数	35	H27
7	自然再生協議会設置数	29	H27
8	CO2森林吸収量	基準年総排出量比 3.5%	H25-32
9	フォレスター認定人数	2,000-3,000人	H32
10	森林施業プランナー認定人数	2,100人	H27
11	森林の現場管理責任者等育成人数	5,000人	H32
12	山地災害防止機能等確保集落数	5万6千集落	H25
13	公共土木工事における木材利用量	1.5倍程度	H27
14	農業生産工程管理(GAP)導入産地数	3,000産地	H27
15	農業の登録保留基準等の策定	全ての農業	H32
16	エコファーマー認定件数	34万件	H26
17	里山林資源を活用した活動団体数	20%増	H26
18	総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指標の策定自治体数	47都道府県	定めず
19	中山間地域等の農用地面積の減少防止	7.7万ha	H22-H26
20	地域共同活動延べ参加者数	約1,000万人・団体	H24-H28
21	水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域	40水域	H24末
22	干涸の再生割合	約40%	H28
23	藻場・干潟の保全・造成	5,500ha	H24-28
24	農業集落排水処理人口整備率	76%	H28
25	漁場のたい積物除去	23万ha	H24-28
26	奄美大島のマングース捕獲数	0頭	(H24中に設定)
27	奄美大島のマングースの1000わな日当たりの捕獲頭数	0頭	(H24中に設定)
28	魚礁や増養殖場の整備	6万ha	H24-28
29	漁業集落排水処理人口比率	65%	H28
30	多国間漁業協定	47協定維持・増加	毎年度
31	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合	9割	H34
32	三大湾における底質改善割合	約50%	H28
33	水質総量削減における化学的酸素要求量(COD)	東京湾 177t/日 伊勢湾 146t/日 瀬戸内海 472t/日	H26
34	「生物多様性」の認知度	75%以上	H31
35	生物多様性国家戦略の認知度	50%以上	H31
36	生物多様性新聞掲載数	1,500件	H31
37	生物多様性地域戦略策定着手済数	47都道府県	H32
38	国内希少野生動物種数	25種増	H32
39	トキの野生復帰(小佐渡東部を含む佐渡島における野生個体数)	60羽程度	H27頃
40	絶滅危惧植物の種子の保存	絶滅危惧種の15%	H32
41	特定鳥獣保護管理計画策定のためのガイドラインの改定	6種12回	H32まで
42	鳥獣保護管理担い手確保のための研修・セミナー等の開催	延べ120回	H32まで
43	都道府県等における犬・ねこ引取数	21万匹 (H16年度から半減)	H29
44	犬・ねこ所有明示実施率	犬66%、ねこ39%	H29
45	外来種の認知度	75%	H29
46	外来生物法の認知度	25%	H29
47	アジア太平洋地域におけるラムサール条約登録湿地追加	3カ所	H25
48	東アジア・オーストラリア地域フライングウェイ・パートナーシップ(EAAFP)交流会の開催	4回	H32まで
49	木質バイオマス利用量(間伐材等由来)	600万m3	H32
50	市町村バイオマス活用推進計画の策定数	600市町村	H32

